

みやけい交通安全ニュース

発行：宮崎県警察本部交通企画課 R7-No.20(2025.12.18)



自転車の通行場所と通行方法について

自転車は自動車と同じ「車両」の仲間なので、原則、**道路の左側端に寄って通行しなければなりません。** ※標識や交通環境のほか児童、幼児、70歳以上の高齢者や車道通行に支障がある身体障害者といった年齢・身体的条件下で歩道が通行できる場合があります。

矢羽根型路面標示

矢羽根型路面標示は、自転車が通行する部分・方向を知らせるものです。

自転車で道路を通行するときの目安にしましょう。



矢羽根型路面標示の例

普通自転車専用通行帯が設置されている場合

普通自転車で車道を通行する場合で、普通自転車専用通行帯が設置されているときは、その**普通自転車専用通行帯を通行しなければなりません。**（道路交通法第20条第2項）

違反した場合、**通行帯違反**になります。

※普通自転車とは・・・四輪以下、運転者席以外の座席（幼児用座席は除く）がない、ブレーキが走行中簡単に操作できる位置にあるなどの要件を満たす自転車



自転車道が設置されている場合

自転車道が設置されているとき、自転車は、**自転車道を通行しなければなりません。**（道路交通法第63条の3）

違反した場合、**自転車道通行義務違反**になります。

※自転車道とは・・・自転車の通行の用に供するため、縁石や工作物で区画された道路の部分をいいます。



歩道を通行する場合

標識等により、歩道を通行できる場合は、指定された部分又は歩道の中央から車道寄りの部分を直ちに停止できるような速度で徐行し、歩行者の通行を妨げることになるときは、一時停止しなければなりません。

違反した場合、**歩道徐行等義務違反**になります。

普通自転車が歩道を通行できるケース

- ・運転者が13歳未満のこども、70歳以上の高齢者の場合
- ・運転者が身体の不自由な人の場合
- ・安全確保のためやむを得ないと認められる場合
- ・歩道に標識・標示が設置されている場合



毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。